

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-105
処分の種類	住宅先行建設区における勧告に従わない場合の措置			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第117条の2第4項			
処分の概要	<p>施行者は、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認め勧告をした場合において、その勧告を受けたものが、その勧告に従わないときは、指定の取消、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第117条の2第4項</p> <p>施行者は、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認め勧告をした場合において、その勧告を受けたものが、その勧告に従わないときは、指定の取消、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			